



産学・地域連携推進機構

知財部門ニュース

2007年12月1日

(第9号) [通番 38号]

発行：鳥取大学

産学・地域連携推進機構

知的財産管理運用部門

(旧知的財産センター)

電話：0857-31-6000(内 2765)

目次

12月の特許相談会	1
研究発表前には必ず特許出願	1
利益相反セミナー報告(アンケート結果発表)	2~4
Q&A:「知的財産の活用評価推進プロジェクト() - 知的財産権活用評価の必要性について - 」	5~8

12月の特許相談会

今月は鳥取地区・米子地区で開催されます。相談をご希望の方は予約をお願いします。

【米子地区】 相談員：田中光雄 弁理士(医獣・バイオ関係他)

日時：12月11日(火) 13:30より

場所：医学部 保健学科棟2階 第2会議室

【鳥取地区】 相談員：滝本智之 弁理士(電機・機械関係他)

日時：12月12日(水) 13:30より

場所：産学・地域連携推進機構2階 会議室

▶ 今後の特許相談会予定(下線は米子地区での開催日)

滝本弁理士 1/16(水)、2/14(木)、3/11(火)

田中弁理士 1/18(金)、2/15(金)、3/13(木)

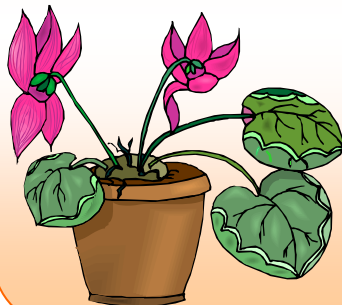
研究発表前には必ず特許出願

卒論発表・研究発表等の前には必ず特許の出願をしましょう。

相談は、上記の定例相談会以外でも随時受け付けています。

疑問な点はなんでもお尋ねください。

希望される場合は事前に連絡をお願いします。



相談員：佐々木茂雄 知的財産管理運用部門長

山岸大輔 NEDOフェロ(コーディネーター)

場所：産学・地域連携推進機構2F 知的財産管理運用部門

電話：0857-31-6000(直通)(内線2765)

FAX：0857-31-5474(専用)

メールアドレス：

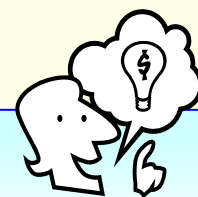
知財部門メーリングリスト / chiteki@adm.tottori-u.ac.jp

利益相反セミナー 報告

11月2日(金)に利益相反セミナーを下記のとおり開催しました。教職員や学生が多数参加し、とても活発なセミナーとなりました。

セミナーのあと、アンケート調査にも協力していただきました。アンケート結果を発表しますので、あわせてご覧下さい。

利益相反セミナー



産学連携活動が盛んになればなるほど「教育・研究を実施する学術機関=大学等法人としての責任」と「産学連携活動で生じる個人的利益」とが必然的かつ不可避に衝突・相反する現象(状態)を発生してしまう。この現象(状態)が『利益相反(Conflict of Interest)』です。

記

講師：徳島大学 研究連携推進機構 知的財産本部 副本部長 佐竹 弘 氏
題名：平成18年度「大学知的財産本部整備事業」21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム「利益相反事例解析と自己評価方法の確立：徳島大学」

日時：11月2日(金) 16～18時

会場：<米子会場>鳥取大学医学部臨床講義棟

<鳥取会場>鳥取大学VBLセミナー室(TV会議)

主催：産学・地域連携推進機構

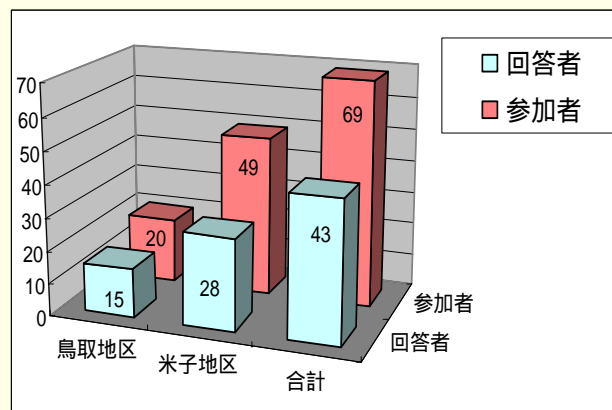
共催：鳥取大学利益相反委員会



その他：アンケート調査結果は次のとおりです。

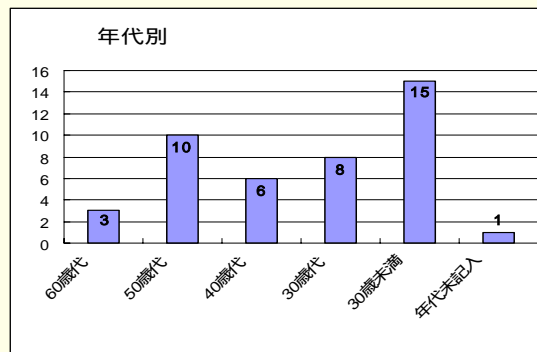
【参加者数・回答者数】

参加者合計は69名でした。アンケート結果は、回答者43名の内容をまとめたものです。



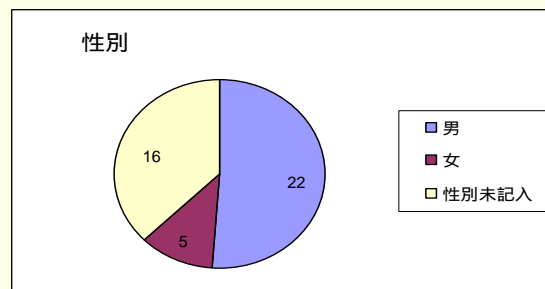
【年代別】

全体では30才未満が多かったのですが、米子地区では50才代が、鳥取地区では30才未満の教職員が多く参加されました。



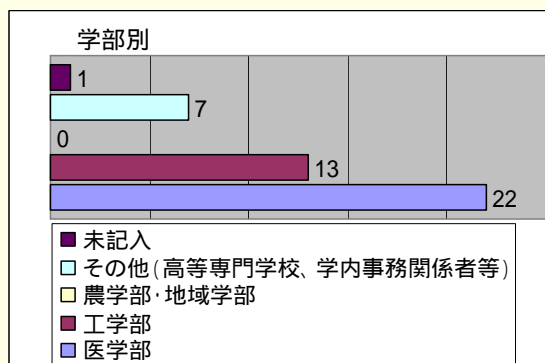
【性別】

全体からみると、男性が多く参加されました。米子地区では女性からの参加・回答もありました。



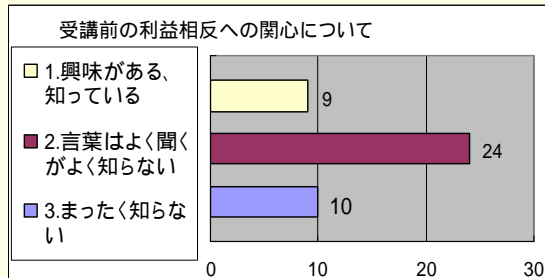
【学部別】

当日は他の行事も多く開催され、どの学部も参加が難しい状況でしたが、医学部の関心の高さが伺えます。



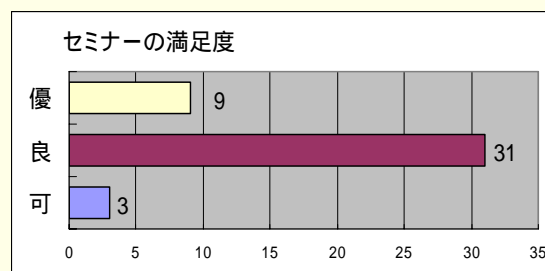
【受講前の利益相反への関心について】

「利益相反」の言葉や内容を知っている、あるいは(内容はよく知らないが)言葉を知っているという回答を合せると、全体の76.7%でした。



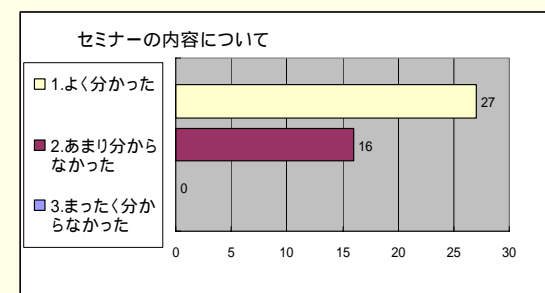
【利益相反セミナーの満足度について】

回答者全体の93%の方から、良または優の評価をいただきました。



【利益相反セミナーの内容について】

米子地区では「よくわかった」方がほとんどでしたが、鳥取地区ではTV会議システム操作不慣れのため、参加者には大変ご迷惑をおかけしました。聞き取りにくかったようでした。



【 利益相反セミナーを継続すべきか】

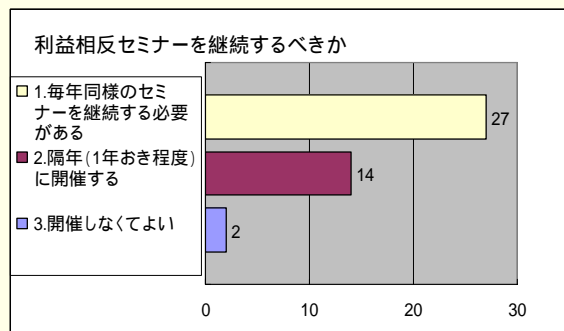
結果から95%以上の回答者が、少なくとも隔年以上の割合で、本セミナーの開催を希望していることがわかりました。

【 その他お気づきの点、感想等ご意見】

様々な自由意見が以下の通り、寄せられました。内容としては、利益相反セミナーの内容

に関する感想とセミナー開催運用についての感想とに2分された結果となりました。

- ・事例が多くあり、分かりやすかった
- ・多くの先生方に聞いていただく必要がある
- ・多くの議論を重ねて蓄積して、長い時間が必要な問題だと感じた
- ・守られる反面自由がない感じがした
- ・学生の視点ではなかったなので、よく分からない
- ・学生の立場がどこにあるのか分からない
- ・学生として場違いのようだった
- ・学生には少し難しくて分からなかった
- ・学生ではなく企業や先生向けのセミナーだと書いておいて欲しかった
- ・大学内、学生への対応が分からなかった
- ・早口で分かりにくかった
- ・中継の音声聞き取りにくかった
- ・質疑応答の時間以外に質問する人がいて、非常に迷惑だ、主催者側で制止して欲しかった
- ・映像が配布資料のままで動かず、先生の映像が少ない上小さくて分かりにくかった



アンケート調査へのご協力ありがとうございました。鳥取地区の参加者には、TV会議システムの音声や画像の面で大変ご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。しかしながら、主会場の米子会場では時間を超過するほど活発に質疑応答が飛び交うなど、全体からすれば、とても有意義なセミナーだったといえます。

利益相反セミナーの開催を希望する声が多いため、次年度も引き続きを開催する予定ですので、また是非ご参加ください。



Q&A：「知的財産の活用評価推進プロジェクト()
- 知的財産権活用評価の必要性について - 」について

Q：国立大学が法人化（平成16年度）されてから4年目ですが、鳥取大学の特許出願案件はどれ位あるのですか？（平成19年11月20日現在）

A：法人化された平成16年4月1日～平成19年10月31日に鳥取大学に出願された件数は、国内外合わせて150件あります。その内、国内件数は124件、海外出願は26件となっています。また、鳥取大学が単独で出願した案件は85件で、鳥取大学が他大学や企業と共同で出願した件数は65件となっています。

Q：出願した中で、特許として登録されたのはどれ位あるのですか？

特許査定を受けた案件は、この出願した案件の中でまだ1件もありませんが、受ける時期を迎える案件もあります。それは、既に審査請求の中間処理業務を経ているものがあるからです。

Q：それでは、その出願等に要した費用はどの位ですか？

A：鳥取大学が平成16年4月1日から平成19年8月30日までに支払った出願費用等の実績は、概算で46百万円です。これは平成15年5月に国会で可決・成立した「特許法等の一部を改正する法律案」に基づいています。

Q：上記の「特許法等の一部を改正する法律案」はどのようなものですか？また、その改正は特許費用（特許庁では「特許関連料金」と呼んでおり、以後特許庁に支払う特許費用を「特許関連料金」と記載）の算出に影響する程の改正ですか？

A：この法改正の概要の内、特許関連料金に関連する内容は、手数料の改定（平成16年4月1日施行）：

- イ. 出願手数料と特許料を減額し、審査請求手数料を増額、
- ロ. 出願取り下げに対する審査手数料返還制度を導入し、中小企業等に対する減免措置を拡充、

特許料等減免に係わる産業技術力強化法等の改正：

国立大学法人や国立大学法人承認TLOに対する特許料等の減免措置の変更

（平成16年4月1日～平成19年3月31日は免除、平成19年4月1日以降は半額軽減）
となっています。

即ち、国立大学法人である鳥取大学では、法人化が始まった平成16年4月1日～平成19年3月31日の間では特許庁に支払う特許関連料金は免除されており、平成19年4月1日以降は半額軽減（半額の支払い）となっているため、特許費用の多くが特許明細書の作成費用として、民間の弁理士・特許事務所への支払いに費やされていることとなります。

Q：それでは、一般の大手企業を想定した場合の特許出願、審査請求、特許料(特許登録後に必要

な経費)として特許庁に支払う費用は1件あたりどれ位の費用が必要になるのでしょうか。概算で教えて頂けますか?また、上記の法改正の目的および改正法施行による特許関連費用も併せて教えて下さい。

A:特許庁が特許関連料金を改定した目的は、出願者間の費用負担の不均衡を是正し、適切な出願・審査請求を促進することにあるとしています。特許庁の改正趣旨と改正金額は、具体的には以下のとおりとなっています。

特許手数料:発明・出願を奨励する観点から容易に出願できる水準として出願書類に対する処置手続きに要する実費を超えない額にするため、改正前の21,000円を16,000円に引き下げる。

審査請求手数料:審査に要する実費に近い水準にするため、改正前の2倍とする。例えば、平均的な出願(請求項数が7.6項の場合を想定)で、改正前の約10万円を約20万円に引き上げる。

特許料:他の手数料等と合わせて産業財産権制度に運用に必要な経費を確保できる水準とする。具体的には、発明の活用による利益享受の蓋念性が低い権利維持期間初期の料金を低く設定している累進構造を維持しながら権利維持期間初期料金をさらに減額することとする。即ち、改正前に比べ、1年目から3年目は約8割減、4年目から6年目は約6割減、7年目から9年目は約4割減、10年目以降は同一水準とする。

以上の改定結果から、平均的な出願(請求項数が7.6項で権利維持期間が9年の場合を想定)1件あたりの出願、審査請求、特許料に至る総費用は、改正前に比べ10万円程度削減され、38.16万円となります。この改正法施行による特許関連料金をまとめて下表に示しておきます。

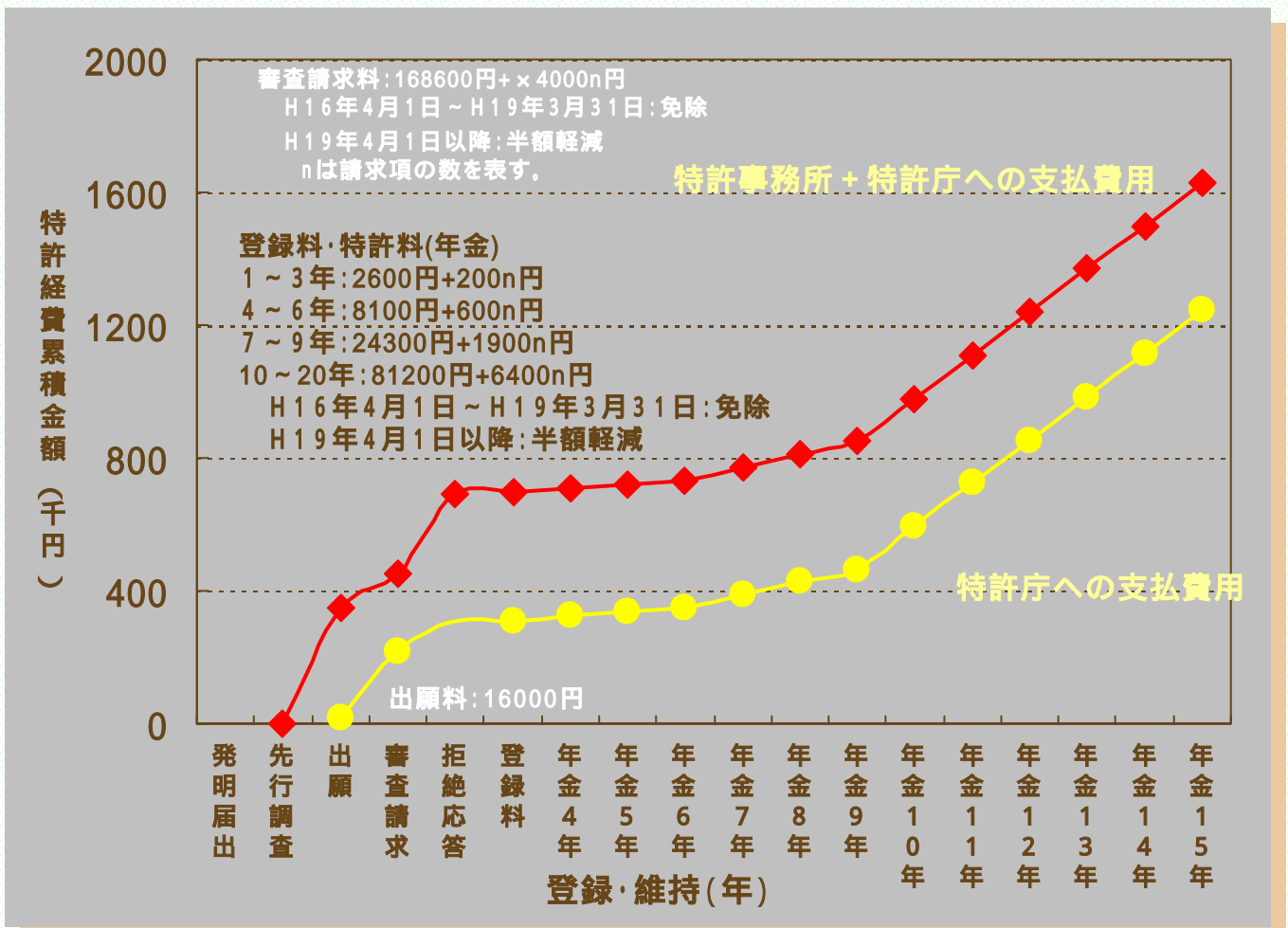
【改正法施行による特許関連料金】

(単位:円)

	出願手数料	審査請求手数料	特許料
施行日以後の出願にかかるもの	16,000	168,600(4,000)	1~3年 2,600(200) 4~6年 8,100(600) 7~9年 24,300(1,900) 10年~25年 81,200(6,400)
施行日以後の審査請求にかかるもの	21,000	84,300(2,000)	1~3年 2,600(200) 4~6年 8,100(600) 7~9年 24,300(1,900) 10年~25年 81,200(6,400)
施行日以前の出願にかかるもの	21,000	84,300(2,000)	1~3年 13,000(1,100) 4~6年 20,300(1,600) 7~9年 40,600(3,200) 10年~25年 81,200(6,400)

(補足)審査請求手数料と特許料は、基本部分の金額と請求項の数に1請求項当たりの金額をかけた金額[()中の数字は1請求項当たりの金額]の合計額を支払います。

【国内特許 1 件あたりの出願から権利維持に至る費用】



Q：出願から権利維持に必要な経費は、他にもあるのですか？

A：上図の【国内特許 1 件あたりの出願から権利維持に至る費用】の中に中間処理経費に係わる項目を『拒絶応答』の形にまとめて示しましたが、この『拒絶応答』処理経費として拒絶理由に対する意見書・補正書や特許権の存続に期間の延長登録又はその拒絶査定に係わる審判請求に係わる費用等様々な費用の発生が考えられます。これらの様々な費用は本学での過去の実績を踏まえて、7～8万円程度になります。

Q：これだけ費用がかかる特許について、新たに出願もしていく必要があるかと思いますが、鳥取大学の年間の出願件数は、何件位を目標にしていますか？

A：現時点の計画では1年間で50件程度の出願を目指しています。その中には、国内だけではなく海外に出願する件数も含まれています。

Q：先程のお話で国内における特許出願から権利維持まで非常に多くの費用がかかるようですが、海外に出願する場合の費用はどうなるのでしょうか？

A：実は国内よりも海外への出願等の費用は相当高くなります。その大きな要因は最終的にその国

が規定している言語による出願が義務付けられる場合が多いため、その言語に翻訳するための費用が馬鹿になりません。即ち、各国へ出願する費用は平均で約100万円と言われております。そのような費用を大学が単独で賄うことは困難な状況となります。

Q：それでは、鳥取大学としてもそのような海外に出願したい案件がある場合、我が国の中にそれを支援する制度はないのですか？

A：あります。政府が進めている「質の高い知的財産を創出し、その活用を通じて我が国における経済・社会の活性化を図る知的財産立国の実現を目指す」取組みの一つとして、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が国の委託を受けて実施している『特許出願支援制度』があります。大学をはじめTLO等における研究成果の権利化を推進するために、今まで十分な対応が図ることができない海外での特許取得を制度・費用面から全面的に支援する制度です。

（この支援制度については、2007年4月号【産学・地域連携推進機構 知財部門ニュースの創刊号】に運用の変更点を記載しており、ご承知の皆さんも多いと思います。）

本学に限らずどの研究機関もこの制度による海外出願を目指しており、鳥取大学としても、今後もより一層この制度の活用に注力したいと考えています。また何時かこの課題に触れなければならないと考えておりますが、今回は海外出願には大きな費用がかかることの説明に押し止めさせていただきます。

Q：1年間に50件以上の出願に対しての必要経費が毎年必要なのに、特許登録をした場合には出願日から最高20年間の特許料（年金）が必要になる。これでは、年々経費が増加するばかりですね。

A：その通りです。従って、費用的に無駄のない特許の出願・取得を図るとともに、（取得した特許を含み）出願済みの特許等知的財産権を有効に活用するためには、常にそれら知的財産権の価値評価が行う必要があると考えます。

Q：それでは鳥取大学全体として、出願をするか否かの判断をする機関はあるのでしょうか？

A：あります。それは、本学の学部や共同施設に所属する教員で構成され、出願する案件が鳥取大学として継承するにふさわしい案件であるかをチェックし、その案件を法人帰属か個人帰属にするかを決定する「発明審査委員会」です。その委員会には、外部有識者として独立行政法人科学技術振興機構（JST）の特許主任調査員にもアドバイザーとして参画してもらっています。

この「発明審査委員会」では、費用的に無駄の無い出願・取得をするための一環として、発明者から提出される届出書等に記載されている事項の内、（ ）出願に伴う先行技術調査は必ず実施されていること、（ ）出願すべき案件に類似した先行技術文献がないこと、（ ）企業との共同研究実施により共同出願に至った発明を出願する場合には、できる限りその費用を企業で負担してもらうことになっているか等の内容を確認することを踏まえつつ、当該案件については、

技術的指標：従来技術との関係、代替技術出現の可能性、研究開発の継続の必要性等、

特許的指標：独占排他性の強弱、他社特許の侵害発見の難易度、新技術への展開の有無等、

市場的指標：市場規模、市場への独占度、当該特許に係わる製品化の有効度や製品寿命等、

を主体に評価を実施しています。

（お知らせ：Q&A 後半「知的財産の活用評価推進プロジェクト（ ）- 知的財産権の活用について -」は、知財部門ニュース10号（平成20年1月刊行予定）に掲載致します。）